

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による揺れや液状化等により被災した住宅等の修繕を支援することを目的として、その費用の一部を補助する新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 戸建住宅

独立した一棟の住宅であって、一の住戸を有するもの

イ 共同住宅

住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有する住宅で、二以上の住戸を有するもの

ウ 長屋

共用部分（屋上、外壁、バルコニー、ベランダ、共用廊下等）を持たない住宅で、二以上の住戸を有するもの

エ 専用住宅

住宅のすべての部分が居住の用に供するもの

オ 併用住宅

店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分（以下「事業専用部分」という。）と居住の用に供する部分を有するもの

カ 賃貸住宅

居住している世帯を構成する者が所有しておらず、賃貸借契約の締結により居住するもの

キ 多世帯住宅

戸建住宅において、複数の世帯ごとに居室、台所、便所等の生活スペースが設けられ（分離し）ているもの

（２）敷地環境

住宅の敷地内における住宅以外の部分をいう。

（３）修繕工事

被災した部分を修理する工事（法人又は個人事業主に発注するもの。ただし、申請者が個人事業主の場合は、自身によるものを除く。）をいう。

（４）傾斜修繕工事

住宅の床の傾斜修繕及びこれに付随する工事

（５）罹災証明書

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二に基づく書面（補助金の交付対象）

第３条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、被災した住宅及びその住宅の敷地環境の修繕工事（以下「対象工事」という。）とす

る。

2 補助金の交付の対象となる住宅は、賃貸住宅を除く。

3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。ただし、共同住宅、長屋及び多世帯住宅を除く。

(1) 罹災証明書を受けた世帯主又は世帯を構成する者

(2) 罹災した住宅に発災時に居住していた者

(3) 修繕後の住宅に住み続ける者

4 共同住宅の住戸の専有部分（昭和三十七年法律第六十九号建物の区分所有等に関する法律第2条及び第4条による）に係る修繕工事について補助金の交付の対象となる者は、前項各号のすべての要件に該当するものとする。

5 共同住宅の住戸の専有部分以外の部分に係る修繕工事について対象となる者は管理組合の理事長とする。

6 長屋について補助金の交付対象となる者は、その住戸ごとに第3項各号のすべての要件に該当する者とする。

7 多世帯住宅について補助金の交付対象となる者は、その世帯ごとに第3項各号のすべての要件に該当する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象工事に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 土地の購入及び工事中の仮住居に係るもの

(2) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）及び照明器具、並びに電化製品及び暖房器具等の備品に係るもの（工事を伴うものを除く。）

(3) 電信、電話及び通信等設備に係るもの

(4) 併用住宅にあつては、事業専用部分に係るもの

(5) 発災時に存しない建築物及び工作物等の新設に係るもの

(6) 植栽工事に係るもの（撤去工事を除く）

(7) 他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

(8) その他補助の対象として市長が不適當と認めるもの

2 前項に規定する補助対象経費には、傾斜修繕補助対象経費（傾斜修繕工事に係る経費をいう。）を含めるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の限度額、補助率及び申請回数の上限は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（補助金の交付申請等の特例）

3 令和6年1月1日から令和6年1月23日までの間に事業に着手した補助対象者は、補助金の交付を申請することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年2月29日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和6年1月24日から適用する。

(補助金の額等の特例)

- 2 改正後の別表備考2の規定は、令和6年能登半島地震により被災した住宅の応急修理（災害救助法第4条第1項第6号）について、この要綱の施行の日の前日までに市長に「住宅の応急修理申込書（様式1－1号）」を提出した者についても適用する。この場合において、第4条第2項に規定する「傾斜修繕補助対象経費」は、市長より受けた「応急修理実施連絡書（様式第5号）」に記載されている「依頼工事の見積額」のうち、傾斜修繕工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

別表（第5条関係）

住家の被害の程度	補助金の限度額	補助率	申請回数の上限
全壊	100万円	10／10	2
大規模半壊	100万円	10／10	2
中規模半壊	50万円	10／10	2
半壊	50万円	10／10	2
準半壊	30万円	10／10	2
一部損壊	10万円	10／10	1
備考			
1 共同住宅の住戸の専有部分以外の部分においては、上記の区分に応じた補助			

金の限度額に対象となる者の住戸数を乗じた額とする。ただし、同共同住宅の住戸の専有部分を交付対象とする住戸が存する場合は、上記の区分に応じた補助金の限度額に専有部分を交付対象とする住戸を除いた住戸数を乗じた額とする。

- 2 住家の被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のいずれかで傾斜修繕工事を行った場合、補助対象経費の範囲内で50万円（傾斜修繕工事に係る金額を上回らない）を加算する。